

避難に関する 3つの情報

①避難準備(要援護者)情報



- ・人的被害の発生する危険性が高まった状況です。
- ・避難するのに時間がかかる高齢者などの要援護者やその支援者は避難を始めます。
- ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めます。

②避難勧告



- ・人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状態です。
- ・全ての住民は指定された避難所に避難を始めます。

③避難指示



- ・人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況です。
- ・避難中の住民は直ちに避難を完了してください。
- ・まだ避難していない住民は直ちに避難します。

熊本市城南町今区自治会ハザードマップ

緊急時のテレホンガイド
警察は110番 火事救急は119番
災害伝言ダイヤル「171」

作成 平成26年7月

